

令和6年度海外展開関連補助・助成制度等一覧

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先
中小企業等海外侵害対策支援事業 (冒認商標無効・取消係争支援事業)	海外で現地企業等に冒認出願された場合において、相手方の権利を取り消すために冒認商標無効・取消係争事業の助成を希望する各種要件(詳細はWEBを確認)を満たす中小企業者等	(1) 冒認商標を取り消すための、異議申立て、無効審判請求、取消審判請求に要する費用 (2) (1)に要する弁護士、弁理士等の代理人費用(和解金・損害賠償金は含まず)	補助率: 3分の2 補助上限額: 500万円	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel: 099-226-9156 E-mail: KAG@jetro.go.jp
中小企業等海外侵害対策支援事業 (防衛型侵害対策支援事業)	海外において、外国企業から以下のA～Cの理由により権利侵害を指摘され、警告状を受けたり、訴訟を提起されるなど係争に巻き込まれている各種要件(詳細はWEBを確認)を満たす中小企業等 ※係争相手である現地企業が日系企業である場合は原則支援対象外 A. 冒認出願等により係争対象国での産業財産権を現地企業に先取りされているため係争となっている B. 係争対象国において無審査によって取得できる産業財産権が、現地企業との間で並存しているため係争となっている C. 係争対象国での産業財産権を保持しつつも、事業を実施していない現地企業から権利行使され、係争となっている	弁理士・弁護士への相談費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用など(和解金・損害賠償金は含まない)	補助率: 3分の2 補助上限額: 500万円	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel: 099-226-9156 E-mail: KAG@jetro.go.jp
中小企業等海外侵害対策支援事業 (サポート型模倣品対策支援事業およびセルフ型模倣品対策支援事業)	海外で産業財産権の侵害を受けており、模倣品対策支援事業の支援を希望する各種要件を満たす(詳細はWEBを確認)中小企業者等。 申請にあたっては、申請者がすべての条件に該当していることが必要。	主に以下の(1)～(3)にかかる現地代理人費用(調査会社)が対象。 ただし、国・地域によっては実施できない可能性もありますのでジェトロにご相談ください。 (1) 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査 (2) 調査結果に基づく、模倣品業者への警告文作成、行政標発、取り締り (3) 調査結果に基づく、税関登録、税関差止請求等、模倣品販売ウェブサイトの削除申請	補助率: 3分の2 補助上限額: 400万円	ジェトロ鹿児島 貿易情報センター Tel: 099-226-9156 E-mail: KAG@jetro.go.jp
中小企業等外国出願支援事業	鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ	(1) 外国特許庁への出願手数料 (2) 現地代理人に係る費用 (3) 国内代理人に係る費用 (外国出願に係る費用に限る。ただし、日本国特許庁に対する手数料印紙代は助成対象外) (4) 翻訳にかかる費用 ※ 国内消費税分は除く	助成対象経費の1/2以内 ※ 上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額 (1) 1企業に対する1会計年度内の助成金の総額・・・300万円 (2) 1出願に対する助成金の総額 ①特許出願・・・150万円 ②実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願(次に掲げる商標登録出願は除く)・・・60万円 ③冒認対策商標・・・30万円	公益財団法人がごしま産業支援センター Tel: 099-219-1272 E-mail: ikusei@kisc.or.jp URL: https://www.kisc.or.jp
がんばる企業の新製品等販路拡大助勢事業	(1) 鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者 (2) 自ら開発した新商品・新製品について、海外展開を視野に入れた販路開拓のため、国内(鹿児島県内を除く。)で開催される海外バイヤーが参加する企業間取引(BtoB)の商談会・展示会に参加するもの	(1) 出展小間料 (2) 小間装飾費 (3) 使用料・賃借料 (4) 旅費・宿泊費(3人以内) (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費	補助率: 対象経費の2/3以内 補助上限額: 50万円	公益財団法人がごしま産業支援センター Tel: 099-219-1272 E-mail: ikusei@kisc.or.jp URL: https://www.kisc.or.jp
かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業 (かごしま農産物等海外販路開拓支援)	輸出商社又は県産農産物等集出荷業者	県産農産物の新たな海外販路開拓に資する以下の取組に要する経費 (1) 輸出環境整備(県内で集荷した県産農産物等のアスト輸送及び鮮度保持等の試験に係る経費(サンプル経費含む)等) (2) 海外営業活動(県内産地へのバイヤー招へい、見本市・フェア等への出展、商談会参加、市場調査等)	負担割合: (1) 県 10分の10 (2) 県 2分の1 ※ (1)、(2) 合わせて上限500万円	鹿児島県農政部農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室 Tel: 099-286-3093
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	畜産物輸出コンソーシアム協議会(畜産農家、食肉処理施設、輸出事業者等を必須の構成員として、輸出促進を図るために輸出産地ごとに設立した事業共同体)	(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援 (2) 輸出先国の基準に対応するための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援 (3) 畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援 (4) 畜産物の流通・品質保持に係る試験実証等支援	補助率: 定額(一部1/2補助) 負担割合: 国 10分の10	鹿児島県畜産振興課 TEL: 099-286-3219 E-mail: tiryuutu@pref.kagoshima.lg.jp
かごしまのさかな様輸出応援事業	漁業協同組合、加工業者、輸出商社等による共同企業体	賃金、資材購入費、謝金、旅費、委託費、使用料、通信運搬費、広報費、手数料、通訳費等海外プロモーション等に要する経費	補助率: 定額	鹿児島県商工労働水産部 水産振興課水産流通対策係 Tel: 099-286-3435 E-mail: suiryu@pref.kagoshima.lg.jp
県産品攻めの海外展開促進・強化事業 (県産品販路拡大支援事業)	鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓に資する取組を行う輸出商社等	輸出商社等が実施する、鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓(新規生産者又は新規品目若しくは新規販路先との取引開始)に資する取組に要する経費。 (1) 海外での営業活動に係る旅費、賃金、通訳費、翻訳料、手数料、通信費、広報費、委託料、出展料、賃借料、使用料、資材購入費 (2) 県内産地への海外バイヤー招聘に係る通訳費・翻訳料、バイヤー旅費・宿泊費 (3) 効率的な輸送ルート構築するためのテスト輸送に係る賃借料、輸送費 ※詳細については、公募開始時に公表	補助率: 定額	鹿児島県商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課 貿易振興係 Tel: 099-286-3053 E-mail: boueki@pref.kagoshima.lg.jp

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先
県産品攻めの海外展開促進・強化事業 (デジタルツール活用促進事業)	デジタルツールを活用して販売力・商談力の強化を図る新たな取組を行う鹿児島県産品の輸出に取り組む県内事業者	県内事業者の EC モールへの出店や販促用動画作成等に係る経費 (1) EC サイト出店 出店経費、コンサルティング費、運営代行費、マーケティング、広報費 (2) 自社ホームページ・EC 外国語版(多言語化)改修費等 (3) デジタルツール作成 販促用動画作成費、WEB カタログ作成費 (4) 商品改良 商品パッケージデザイン改良費等 (5) 研修会参加・開催 受講料、旅費、講師派遣(謝金、旅費等)、使用料及び賃借料 ※詳細については、公募開始時に公表	補助率：対象経費の 1/2 以内 1 者あたり上限 500 千円	鹿児島県商工労働 水産部販路拡大・ 輸出促進課貿易振興係 Tel : 099-286-3053 E-mail : boueki@ pref.kagoshima.lg.jp
製造業海外取引支援事業 海外商談会出展支援補助金 (海外の商談会等に出展するための経費の一部を助成)	県内に主たる事業所を有する中小製造業者 ※みなし大企業は除く。	(1) 出展料、小間料 (2) ブースの装飾費 (3) 使用料(会場の電気使用料等) (4) 出展製品の輸送費 (5) 旅費、宿泊費 (6) 印刷製本費 (7) 通訳料 (8) 商談アドバイザー料等	補助率： 補助対象経費の 2 分の 1 以内 補助上限額：50 万円	鹿児島県産業立地課 ものづくり支援係 Tel : 099-286-2970 E-mail : monozukuri@ pref.kagoshima.lg.jp
食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業	県内に主たる事業所を有する食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者 等	(1) 施設整備事業 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増設及び改修、機器の整備に係る経費 (2) 効果促進事業 HACCP 等の認証取得に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等	補助率： 補助対象経費の 2 分の 1 以内 補助上限額：5 億円 補助下限額：250 万円	鹿児島県産業立地課ものづくり支援係 Tel : 099-286-2970 E-mail : monozukuri@ pref.kagoshima.lg.jp
稼ぐ「かごしま材」輸出促進強化事業	県産材の輸出を行おうとする団体・法人であり、鹿児島県産材輸出サポーターに登録しているもの	(1) 内装材等製材品の PR (2) 海外バイヤーの県内への招へい (3) 商談の実施等 (4) 製材品等のトライアル輸出に必要な強度試験や証明等	補助率： 補助対象経費の 2 分の 1 以内	鹿児島県環境林務部 かごしま材振興課 Tel : 099-286-3366 E-mail : mokuzaisuisin@ pref.kagoshima.lg.jp URL : (鹿児島県産材 輸出サポーター) https://www.pref. kagoshima.jp/ad10/ sangyorodo/rinsui/ringyo/ mokuza/yushutsu_ supporter.html
志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業	荷主企業で、次の条件を満たすもの (1) 志布志港又は川内港を新規に利用する事業であること。ただし、県内他港湾から志布志港又は川内港への利用港湾の変更を除く。 (2) 次に示す 3 つの要件を全て満たす事業であること。 ア. 志布志港又は川内港の輸出入強化に資する計画であること。 イ. 事業実施により事業実施翌年から 5 年以内に年間 25TEU 以上の取扱が見込めること。 ウ. モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること。 (3) 次に示す運送実験の効果検証への協力、結果活用に同意すること。 ア. 補助事業者がもつ運送実験関連情報を具に提供すること。 イ. 補助事業期間中に実施する運送実験に係る県のアリリング調査へ協力すること。 ウ. 利用事例として、調査結果のポータルへの活用を同意すること。 エ. 補助事業期間終了後の継続的な県の調査に協力すること。	海上輸送費 国内陸上輸送費 国内荷役料 梱包料 輸出入諸経費	【輸出】 補助対象経費の 1/2 以内 (上限額は 150 万円) 【輸入】 補助対象経費の 1/2 以内 (上限額は 75 万円)	鹿児島県土木部 港湾空港課計画係 Tel:099-286-3640 E-mail : kouwanp@ pref.kagoshima.lg.jp HP : https://www.pref. kagoshima.jp/ah09/trial/ trialtop.html
輸出チャレンジ支援事業	鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、市税を滞納していないもの	(1) 海外で開催される展示会等への出展に要する経費 (2) 海外市場における市場規模調査、顧客ニーズ調査、競合調査、提携候補調査、バイヤーアンケート調査その他の海外市場調査等の実施に要する経費 (3) 海外現地視察にかかる経費	(1) 補助金の額 対象経費の 2 分の 1 以内 (2) 上限額 200,000 円	鹿児島市産業政策課 企画調整係 Tel : 099-216-1318 E-mail : san-seisaku@ city.kagoshima.lg.jp URL : https://www. city.kagoshima.lg.jp/ kei-seisaku/sangyo/ shokogyo/kaigaitenkai/ yushutsu-h27.html
地域産社支援事業	鹿児島市内に本店を有する地域産社で、市税を滞納していないもの	市内に主たる事業所を有する事業者 5 者以上の商品等を取り扱い輸出することを目的とした以下の事業に要する経費 (1) 展示会等出展 (2) バイヤー招へい (3) 情報発信・プロモーション (4) セミナーの開催 (5) 取引に係る物流・決済の一元化	(1) 補助金の額 対象経費の 2 分の 1 以内 (2) 上限額 1,000,000 円	鹿児島市産業 政策課企画調整係 Tel : 099-216-1318 E-mail : san-seisaku@ city.kagoshima.lg.jp
「メイドインかごしま」支援事業	(1) 新商品販路開拓事業(海外) ①鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、市税を滞納していないもの ②海外向け商品の製作を行うもの (2) 海外展開支援事業 ①鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、市税を滞納していないもの ②越境 EC サイト等を活用した海外販路開拓を行うもの	(1) 試験及び検査等に要する経費、試作品等の製作に要する経費、専門家に対する謝金、デザイナーに対する委託料、謝金、翻訳料等 (2) 越境 EC サイト等への出店に要する経費、海外向け広告費、事業計画策定等に係るコンサルティング費、商品ページ制作に係る翻訳料、越境 EC サイト等の作成に要する費用等	(1) 補助率：対象経費の 2 分の 1 以内 (限度額 20 万円) (2) 補助率：対象経費の 2 分の 1 以内 (限度額 10 万円)	鹿児島市産業支援課 ものづくり係 Tel : 099-216-1323 E-mail : san-monoduku@ city.kagoshima.lg.jp URL : https://www. city.kagoshima.lg.jp/ san-shien/sangyo/ shokogyo/sezogyonado/ meidoin2019.html
鹿児島市中小企業資金融資事業 (新事業展開支援資金)	本市事業所において同一事業を 1 年以上営む中小企業者で、海外への販路拡大に取り組むもの(輸入に関するものは除く)	鹿児島市新事業展開支援資金の融資に係る保証料	保証料の額の 3 分の 2 以内の額	鹿児島市産業支援課金融係 Tel : 099-216-1324 E-mail : san-kinyu@ city.kagoshima.lg.jp

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先																																								
特産品販路拡大支援事業	(1) 市外または国外において開催される物産展等で、国、自治体、公益法人、公共機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するもの (2) 市内に本店又は主たる事業所を有している者 (3) 市税を滞納していない者	(1) 出展料 (2) 小間等装飾 (3) 会場借上料 (4) 什器類借上料 (5) 旅費 (6) 運搬費 (7) 通訳費 (8) 翻訳費	補助対象経費の 3分の2以内の額、上限 30 万 (上限に達するまで複数回の申請可)	枕崎市水産商工課商工振興係 Tel : 0993-76-1667 URL : http://www.city.makurazaki.lg.jp/soshiki/suisan/16690.html																																								
阿久根市物産品販路拡大等事業補助金	市内の農林水産業者若しくは中小企業者又は農林水産業者若しくは中小企業者の組織する団体	(1) 出展料(売り上げに伴うものを除く) (2) 会場使用料 (3) 会場設営費 (4) P R 用試供品及び消耗品費 (5) 備品借用費 (6) 電気工事費 (7) 給排水施設使用料 (8) 搬送経費 (9) 加熱水費 (10) 交通費及び宿泊費 (11) パンフレット等の作成費 (12) 販売促進員雇上料	(1) 販売を行わない商談会等 補助率：1/2 以内 上限額：25 万円(年度内通算) (2) 県外で行われる販売を行う商談会等 補助率：1/2 以内 上限額：14 万円(年度内通算)	阿久根市商工観光課 商工振興係 Tel : 0996-73-1278 Fax : 0996-72-2029 E-mail : suisho@city.akune.kagoshima.jp																																								
出水市地場産業販路拡大支援事業補助金	(1) 中小企業者等 市内に主たる事務所又は事業所を有し、税の滞納がない者で次のいずれかに該当するものとする。 ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、発行済株式の総数の2分の1を超える株式又は出資額の2分の1を超える額を大企業者(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者をいう。)が有していないもの イ 本市と立地協定を締結している事業者 ウ 本市が整備又は管理をする工業団地等に立地する事業者 エ 農林水産物の生産、加工、販売等を行う者(法人又は団体にあつては、アに規定する規模を超えない者に限る。) オ 製品等の販売を委託された卸売又は小売を主たる業務とする者(法人又は団体にあつては、アに規定する規模を超えない者に限る。) (2) 製品等 市内で生産・製造又は開発をした次のいずれかに該当するものとする。 ア 市内で生産された農林水産品 イ 主たる原材料が市内産であるもの ウ 本市の名称、市内の観光資源等に関連した製品又は容器包装の製品 エ 工業製品、製造技術、自社開発システム及びコンテンツ オ その他市産業発展又は雇用増進に寄与するもので市長が特に認めたもの	(1) 出展(小間)料及び展示装飾費 (2) 通訳・翻訳費 (3) 出展物輸送費 (4) 販路拡大事業に係る資料作成費 (5) 販路拡大事業に係る旅費 (6) 前各号に係る委託費 (7) 販路拡大事業に係るコンサルタント料 (8) 広告宣伝活動費 (9) 商品又はパッケージの開発費 (10) その他市長が必要と認める経費	(1) 国内外の販売を伴わない販路拡大事業 補助率 1/2 (2) 国内外の販売を伴う販路拡大事業 補助率 1/3 ※1事業者当たり、上限50万円	出水市商工労政課 商工労政係 Tel : 0996-63-4040 E-mail : cs_c@city.izumi.kagoshima.jp																																								
指宿市特産品販路拡大支援事業補助金	(1) 市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 市税の滞納がない者	出展料、参加料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費等	(1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助上限： 海外商談会等出展 10万円 県外商談会等出展 5万円	指宿市ふるさと納税課 特産品振興係 Tel : 0993-22-2111 Fax : 0993-24-3826 E-mail : furusato-tokusan@city.ibusuki.jp																																								
薩摩川内港貿易補助金	川内港において外資定期コンテナ船(内航フィーターコンテナ船を含む)又はその他外国船を利用して、外国との商取引を行う企業(個人経営者含む)に対して交付する。	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>新規利用小文字</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 40万円</td> </tr> <tr> <td>継続利用小文字</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 40万円</td> </tr> <tr> <td>リーフコンテナ船</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円相当</td> </tr> <tr> <td>産直産地産品加算</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円相当</td> </tr> <tr> <td>産直産地産品加算</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 2万円相当</td> </tr> <tr> <td>産直産地産品加算</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円</td> </tr> <tr> <td>新規・継続利用事業者</td> <td>■1年当たりの上乗額 40万円</td> </tr> </table> <p>※装飾・材料費であるチップの7割は対象外となります。 ※新規利用事業者：川内港貿易補助金の交付実績のない事業者 ※継続利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者 ※コンテナは 20 フィート・40 フィートに問わず同額となります。 ※産直産地産品加算は、産直産地産品が産直産地産品を構成する自治体内で収穫、生産又は製造された農産物の輸出を対象とする。</p>	新規利用小文字	■コンテナ1箱(1箱当たり) 10万円		■1年当たりの上乗額 40万円	継続利用小文字	■コンテナ1箱(1箱当たり) 2万円		■1年当たりの上乗額 40万円	リーフコンテナ船	■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円相当	産直産地産品加算	■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円相当	産直産地産品加算	■コンテナ1箱(1箱当たり) 2万円相当	産直産地産品加算	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円	新規・継続利用事業者	■1年当たりの上乗額 40万円	薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel : 0996-25-3300																						
新規利用小文字	■コンテナ1箱(1箱当たり) 10万円																																											
	■1年当たりの上乗額 40万円																																											
継続利用小文字	■コンテナ1箱(1箱当たり) 2万円																																											
	■1年当たりの上乗額 40万円																																											
リーフコンテナ船	■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円相当																																											
産直産地産品加算	■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円相当																																											
産直産地産品加算	■コンテナ1箱(1箱当たり) 2万円相当																																											
産直産地産品加算	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円																																											
新規・継続利用事業者	■1年当たりの上乗額 40万円																																											
薩摩川内港木材輸出促進補助金	薩摩川内港を利用して木材を輸出した企業(個人経営者を含む)に対して交付する。なお、川内港貿易補助金との重複受給はできません。	定額補助	<p>(船積港外)</p> <table border="1"> <tr> <td>新規利用小文字</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 120万円</td> </tr> <tr> <td>継続利用事業者</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 90万円</td> </tr> <tr> <td>新規・継続利用事業者</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 90万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※パワ貨物 1 回の貨物積込当たり 4.5 万円を上乗せし、1 年あたり 2 回を上乗せとする。</td> </tr> <tr> <td>産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)</td> <td>■コンテナ1箱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。</td> </tr> <tr> <td>産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)</td> <td>■パワ貨物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。</td> </tr> </table> <p>※新規利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けていない事業者 ※継続利用小文字：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者 ※コンテナは 20 フィート・40 フィートに問わず同額となります。 (常駐港)</p> <table border="1"> <tr> <td>新規利用事業者</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 150万円</td> </tr> <tr> <td>継続利用事業者</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 120万円</td> </tr> <tr> <td>新規・継続利用事業者</td> <td>■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年当たりの上乗額 180万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※パワ貨物 1 回の貨物積込当たり 4.5 万円を上乗せし、1 年あたり 4 回を上乗せとする。</td> </tr> <tr> <td>産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)</td> <td>■コンテナ1箱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。</td> </tr> </table> <p>※新規利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けていない事業者 ※継続利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者 ※コンテナは 20 フィート・40 フィートに問わず同額となります。</p>	新規利用小文字	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円		■1年当たりの上乗額 120万円	継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 3万円		■1年当たりの上乗額 90万円	新規・継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円		■1年当たりの上乗額 90万円		※パワ貨物 1 回の貨物積込当たり 4.5 万円を上乗せし、1 年あたり 2 回を上乗せとする。	産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)	■コンテナ1箱		川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。	産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)	■パワ貨物		川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。	新規利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 5万円		■1年当たりの上乗額 150万円	継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円		■1年当たりの上乗額 120万円	新規・継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円		■1年当たりの上乗額 180万円		※パワ貨物 1 回の貨物積込当たり 4.5 万円を上乗せし、1 年あたり 4 回を上乗せとする。	産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)	■コンテナ1箱		川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。	薩摩川内市貿易振興協会 (薩摩川内市国際交流センター内) Tel : 0996-25-3300
新規利用小文字	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円																																											
	■1年当たりの上乗額 120万円																																											
継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 3万円																																											
	■1年当たりの上乗額 90万円																																											
新規・継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円																																											
	■1年当たりの上乗額 90万円																																											
	※パワ貨物 1 回の貨物積込当たり 4.5 万円を上乗せし、1 年あたり 2 回を上乗せとする。																																											
産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)	■コンテナ1箱																																											
	川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。																																											
産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)	■パワ貨物																																											
	川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。																																											
新規利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 5万円																																											
	■1年当たりの上乗額 150万円																																											
継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 4万円																																											
	■1年当たりの上乗額 120万円																																											
新規・継続利用事業者	■コンテナ1箱(1箱当たり) 1万円																																											
	■1年当たりの上乗額 180万円																																											
	※パワ貨物 1 回の貨物積込当たり 4.5 万円を上乗せし、1 年あたり 4 回を上乗せとする。																																											
産直産地産品加算(新規・継続利用事業者)	■コンテナ1箱																																											
	川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくみ高に要した費用に対して補助する。50m 以上のくみ高 1 回当たり 15 万円相当。1 年あたり 3 回を上乗せとする。 ※くみ高助成は川内港助成(薩摩川内市助成)に限る。																																											

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先												
薩摩川内港製材輸出促進補助金	薩摩川内港を利用して製材を輸出した企業（個人経営者を含む。）に対して交付する。なお、川内港貿易補助金及び川内港木材輸出促進補助金との重複受給はできません。	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>新規利用事業者</td> <td>■川内港製材（1個当たり） 6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年度当たりの上限額 180万円</td> </tr> <tr> <td>継続利用事業者</td> <td>■川内港製材（1個当たり） 4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年度当たりの上限額 120万円</td> </tr> <tr> <td>新規・継続利用事業者</td> <td>■川内港製材（1kg当たり） 2円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■1年度当たりの上限額 100万円</td> </tr> </table> <p>※7月以降は1回の輸出が1個当たり50万円を上限とし、1年度あたり2回を上限とする。</p> <p>※新規利用事業者：1年度及び前々年度に川内港補助金及び川内港製材輸出・木材輸出の交付を受けていない事業者 ※継続利用事業者：1年度及び前々年度に川内港補助金及び川内港製材輸出・木材輸出の交付を受けている事業者 ※川内港製材は20フィート・40フィートに限らず同額となります。</p>	新規利用事業者	■川内港製材（1個当たり） 6万円		■1年度当たりの上限額 180万円	継続利用事業者	■川内港製材（1個当たり） 4万円		■1年度当たりの上限額 120万円	新規・継続利用事業者	■川内港製材（1kg当たり） 2円		■1年度当たりの上限額 100万円	薩摩川内市貿易振興協会 （薩摩川内市国際交流センター内） Tel：0996-25-3300
新規利用事業者	■川内港製材（1個当たり） 6万円															
	■1年度当たりの上限額 180万円															
継続利用事業者	■川内港製材（1個当たり） 4万円															
	■1年度当たりの上限額 120万円															
新規・継続利用事業者	■川内港製材（1kg当たり） 2円															
	■1年度当たりの上限額 100万円															
農産品輸出促進トライアル補助金	薩摩川内港を利用した農畜産品等の輸出で新規輸出、または、新たな国新たな地域への輸出を行う荷主に対して交付する。	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>※助成対象経費</td> <td>■川内港での輸送に要する経費 ■川内港から仕向港への海上輸送に要する経費 ■川内港を、船中・保管等に要する経費 ■船中・検査等の輸出手続きに要する経費</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>補助対象経費に1/7とする。 ただし、1年度あたり20万円を上限とする。</td> </tr> </table>	※助成対象経費	■川内港での輸送に要する経費 ■川内港から仕向港への海上輸送に要する経費 ■川内港を、船中・保管等に要する経費 ■船中・検査等の輸出手続きに要する経費	補助額	補助対象経費に1/7とする。 ただし、1年度あたり20万円を上限とする。	薩摩川内市貿易振興協会 （薩摩川内市国際交流センター内） Tel：0996-25-3300								
※助成対象経費	■川内港での輸送に要する経費 ■川内港から仕向港への海上輸送に要する経費 ■川内港を、船中・保管等に要する経費 ■船中・検査等の輸出手続きに要する経費															
補助額	補助対象経費に1/7とする。 ただし、1年度あたり20万円を上限とする。															
小口混載サービス利用促進補助金	川内港を利用した外貨定期コンテナ船を利用する利用運送事業者（第2種）による小口混載サービスを受けた事業者（個人事業者含む）	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>小口混載利用事業者</td> <td>■小口コンテナサービス利用（11個当たり） 1万円 ※1交付対象者当たり10回までを上限とする。</td> </tr> </table> <p>※川内港貿易補助金との重複受給はできません。</p>	小口混載利用事業者	■小口コンテナサービス利用（11個当たり） 1万円 ※1交付対象者当たり10回までを上限とする。	薩摩川内市貿易振興協会 （薩摩川内市国際交流センター内） Tel：0996-25-3300										
小口混載利用事業者	■小口コンテナサービス利用（11個当たり） 1万円 ※1交付対象者当たり10回までを上限とする。															
リーファコンセント利用促進補助金	川内港冷蔵・冷凍用電源施設（リーファコンセント）を利用した事業者（個人事業者含む）	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>リーファコンセント利用が認められる事業者</td> <td>■リーファコンセント（1台） 1万円 ※リーファコンセント使用料1/2助成することにより、総額あたり1.75万円とする。</td> </tr> </table>	リーファコンセント利用が認められる事業者	■リーファコンセント（1台） 1万円 ※リーファコンセント使用料1/2助成することにより、総額あたり1.75万円とする。	薩摩川内市貿易振興協会 （薩摩川内市国際交流センター内） Tel：0996-25-3300										
リーファコンセント利用が認められる事業者	■リーファコンセント（1台） 1万円 ※リーファコンセント使用料1/2助成することにより、総額あたり1.75万円とする。															
川内港内航移入モーダルシフト補助金	川内港において内航定期コンテナ船を利用し、内国貨物を移入した荷主（個人経営者を含む）	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>新規・継続利用事業者</td> <td>■コンテナ貨物（1個当たり） 1万円 ■1年度当たりの上限額 20万円</td> </tr> </table>	新規・継続利用事業者	■コンテナ貨物（1個当たり） 1万円 ■1年度当たりの上限額 20万円	薩摩川内市貿易振興協会 （薩摩川内市国際交流センター内） Tel：0996-25-3300										
新規・継続利用事業者	■コンテナ貨物（1個当たり） 1万円 ■1年度当たりの上限額 20万円															
川内港海外展開支援補助金	川内港を利用し市内産品の販路拡大による海外展開を図ろうとする事業者	定額補助	<table border="1"> <tr> <td>※助成対象経費</td> <td>■船積料、定積料、手泊料、搬送料、積内料、船積料、船積料 ■船積用パレット等の制作経費 ■その他会費が必要となる経費</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>■補助対象経費の2分の1 ■1年度当たりの上限額1補助対象者20万円</td> </tr> </table>	※助成対象経費	■船積料、定積料、手泊料、搬送料、積内料、船積料、船積料 ■船積用パレット等の制作経費 ■その他会費が必要となる経費	補助額	■補助対象経費の2分の1 ■1年度当たりの上限額1補助対象者20万円	薩摩川内市貿易振興協会 （薩摩川内市国際交流センター内） Tel：0996-25-3300								
※助成対象経費	■船積料、定積料、手泊料、搬送料、積内料、船積料、船積料 ■船積用パレット等の制作経費 ■その他会費が必要となる経費															
補助額	■補助対象経費の2分の1 ■1年度当たりの上限額1補助対象者20万円															
いちき串木野市トライアル輸出等支援事業	本市に事業所を有する事業者	・ トライアル輸出又は試験販売に必要な商品輸送費、成分検査費用等に係る経費 ・ 海外で開催される展示会等に出展する際に必要な旅費、出展料、商品輸送費、通訳翻訳費、広告宣伝費、機材使用料等に係る経費	(1) 助成金の額 補助対象経費の2分の1以内の額 (2) 上限額 1事業者につき40万円	いちき串木野市 シティセールス課 食のまち・シティセールス係 Tel：0996-33-5640 E-mail：c-sales1@city.chikikushikino.lg.jp												
串木野港開港促進補助金	市内に事業所を有し、串木野港を通じて外国との商取引を行う商社、製造業者又はこれらに類する事業者	(1) 輸出・輸入・積戻し (2) まぐる運搬船を活用した食品輸出経費のうち、貿易条件において輸出者が負担しなければならない経費で、関係書類等により金額の確認が可能なもの。（国内輸送費、通関・船積諸経費、海上運賃、各種手数料、各種証明書等申請料、貨物会場保険料など） ・ まぐる漁業母港基地化促進事業で、給付される対象は除く。 (3) 不開港出入許可に係る経費	(1) コンテナ貨物：1個当たり2万円（コンテナの種類は問わない） ・ パラ貨物：貨物1kg当たり1円 (2) 経費の2分の1以内 (3) ・ 不開港出入許可手数料 ・ 不開港出入許可に係る串木野港以外の係留料 ・ 不開港出入許可に係る串木野港以外の網取り放し料 ・ 1補助事業対象貿易活動につき1補助事業者が受けることのできる補助金の限度額・輸出・輸入ともに20万円/回 かつ、1補助事業者が受けることのできる補助金の限度額：100万円/年度	いちき串木野市産業立地課 Tel：0996-33-5650 E-mail：未定 http://www.city.chikikushikino.lg.jp/ seisaku2/sangyo/boeki/hojo/kaiko.html												
南さつま市販路拡大支援事業	(1) 市内に事業所を有し、かつ、当該事業所において同一の事業を1年以上継続して営んでいること (2) 市税に滞納がないこと (3) 個人においては、1年以上市内に住所を有すること	(1) 会場使用料、小間料金等会場の使用に係る費用 (2) 展示装飾に係る費用 (3) 出展物の輸送に係る費用	(1) 補助金の額 補助対象経費2分の1以内の額 (2) 上限額 50,000円	南さつま市商工水産課 商工振興係 Tel：0993-76-1606 E-mail：e_shoukou@city.minamisatsuma.lg.jp URL：https://www.city.minamisatsuma.lg.jp/business/shigoto-sangyo/shokogyo-kigyoo/e018021.html												
輸出促進支援事業補助金	(1) 志布志市内に事業所を有していること (2) 志布志市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと	海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会への出席（オンラインによる海外展示会・商談会含む）等に要する費用の一部を助成。	補助率 事業費のうち自己資金による額の1/2以内 補助上限額 1回の補助限度額は20万円 ※1回につき補助を受けることができるのは1事業所1名	志布志市港湾商工課 みなと振興グループ Tel：099-472-1111 （内線253、254） E-mail：minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp ：kigyoorititi@city.shibushi.lg.jp												
志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業	(1) 日本国内に事業所を有している企業。（個人経営者を含む。） (2) 輸入については、船荷証券の受荷主、輸出については、船荷証券の出荷主	(3) 輸出入コンテナ貨物のうち、新規（始めて志布志港を利用するもの）、又は継続利用（新規以外、以前に志布志港を活用したもの）の乗入りコンテナ貨物の輸出入にかかる費用	【新規利用】 (1) 助成額単価 ①輸入貨物：5千円/1TEU ②輸出貨物：1万円/1TEU (2) 年間助成金限度額 ①輸入貨物：100万円/1荷主 ②輸出貨物：200万円/1荷主 【継続利用】 (1) 助成額単価 ①輸入貨物：1千円/1TEU ②輸出貨物：2千円/1TEU (2) 年間助成金限度額 ①輸入貨物：200万円/1荷主 ②輸出貨物：300万円/1荷主 ※予算上限額に達した場合は、この限りではない。	志布志市港湾商工課 みなと振興グループ Tel：099-472-1111 （内線253、254） E-mail：minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp ：kigyoorititi@city.shibushi.lg.jp												

補助・助成事業名	補助・助成対象者	対象経費	助成金額	問合せ・申込先
志布志港新若浜地区 国際コンテナターミナル 利用促進事業 (志布志港コンテナ用冷蔵・ 冷凍用電源使用料助成金)	(1) 国内に事業所を有しているもの (2) 当該年の1月から12月の期間内に、志布志港新 若浜地区国際コンテナターミナル内のコンテナ用冷 蔵・冷凍電源施設を使用したもの	志布志港新若浜地区コンテナターミ ナル内のコンテナ用冷蔵・冷凍電源施設 使用料	鹿児島県が請求するコンテナ用冷蔵・冷凍 電源施設使用料の3分の1 ※予算上限額に達した場合は、この限りで はない。	志布志市港湾商工課 みなと振興グループ Tel: 099-472-1111 (内線 253、254) E-mail: minatoshinkou@ city.shibushi.lg.jp : kigyouritti@ city.shibushi.lg.jp
志布志港新若浜地区 国際コンテナターミナル 利用促進事業 (志布志港冷凍・冷蔵用コ ンテナ調達支援助成金)	(1) 日本国内に事業所を有しているもの (2) 当該年の1月1日から12月31日の期間内に、 国際コンテナターミナルを利用し輸出を行うために、 他港から志布志港へ冷凍・冷蔵用の空コンテナを回送 したもの	他港から志布志港への冷凍・冷蔵用の 空コンテナの回送費に係る費用	(1) 助成額単価 20,000円/冷凍・冷蔵用の 空コンテナ1本 (2) 年間助成金限度額 480,000円/年・1連航船社等 ※予算上限額に達した場合は、この限りで はない。	志布志市港湾商工課 みなと振興グループ Tel: 099-472-1111 (内線 253、254) E-mail: minatoshinkou@ city.shibushi.lg.jp : kigyouritti@ city.shibushi.lg.jp
志布志港新若浜地区 国際コンテナターミナル 利用促進事業 (志布志港新規航路開設助 成金)	(1) 志布志港と外国諸港湾を結ぶ新規航路開設、も しくは既設航路の再編又は増便を行い、寄港回数を増 やした運航船社とする。 (2) 1連航船社1回限りの申請とする。	基準日以降に増加した志布志港への週 当たりの寄港1回に係る経費の助成	【新規航路開設】 (1) 助成額単価 14万円/1寄港 (2) 年間助成金限度額 728万円/年・運航船社 【既設航路の再編又は増便】 (1) 助成額単価 7万円/1寄港 ※ただし、増便分としての志布志港 への寄港を助成対象とする。 (2) 年間助成金限度額 364万円/年・運航船社 ※予算上限額に達した場合は、この限りで はない。	志布志市港湾商工課 みなと振興グループ Tel: 099-472-1111 (内線 253、254) E-mail: minatoshinkou@ city.shibushi.lg.jp : kigyouritti@ city.shibushi.lg.jp
志布志港食品・農林水産品 輸出促進助成金	(1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継 続している企業(個人経営含む) (2) 輸出する貨物が食品・農林水産品(原木を除く) であること (3) 志布志港に寄港している定期コンテナ航路を利用 して輸出すること	食品および農林水産品(原木を除く) の輸出に係る海上輸送費。なお、以下 に該当する貨物は助成対象外貨物とする。 (1) 志布志港新若浜地区国際コン テナターミナル利用促進事業補助金の 交付を受けた又は受ける予定である貨 物。 (2) 食品輸出口貨物助成事業の交 付を受けた又は受ける予定である貨 物。	(1) 助成額単価 30,000円/コンテナ1本 (コンテナの種類に関わらず) (2) 年間助成金限度額 500,000円/年・1荷主 ※予算上限額に達した場合は、この限りで はない。	志布志市港湾商工課 みなと振興グループ Tel: 099-472-1111 (内線 253、254) E-mail: minatoshinkou@ city.shibushi.lg.jp : kigyouritti@ city.shibushi.lg.jp
志布志港食品輸出 小口貨物助成事業 (ドライ貨物・冷凍貨物)	(1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継 続している企業 (2) 船荷証券(B/L)の出し荷主企業	(1) 志布志港発着の外資コンテナ定期 航路及び国内定期航路を活用した輸出 コンテナ貨物 (2) 通関手続きが長崎税関鹿児島税関 支署志布志出張所管轄でなされた貨物 (3) 小口又は複数企業によるコンテナ 混載の食品貨物(LCL貨物) (4) コンテナ小口又は小口混載の食 品貨物(LCL貨物)の輸出に係る経費。	(1) 助成額単価 ドライ: 1万円×1RT 冷凍: 2万円×1RT (2) 1コンテナへ助成限度額 ドライ: 3万円/1荷主 冷凍: 6万円/1荷主 (3) 年間助成金限度額 ドライ: 30万円/1荷主 冷凍: 60万円/1荷主 ※予算上限額に達した場合は、この限りで はない。	志布志港振興協議会 (事務局: 志布志市港湾商工 課内) Tel: 099-472-1111 (内線 251、253) E-mail: minatoshinkou@ city.shibushi.lg.jp
奄美市加工品販路拡大 支援事業補助金	(1) 市内に事業所を有する個人又は法人で農林水産 物などの地域資源を活用した加工品製造者 (2) 市内に事業所を有する個人又は法人で奄美群島 外において加工品を販売し、又は販売しようとする者	(1) 展示会、商談会等に係る参加料、 小間料、賃借料及び旅費 (2) PRに必要な資料の作成等に係 る委託費 (3) Webデザイナー等への委託費 (4) 加工品の輸送に係る運搬費 (5) ネット通販サイトでの販売に係 る登録料(販売手数料を除く。) (6) パッケージ開発費 (7) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の8以内 1者当たり40万円を上限	奄美市細観光課純特産係 Tel: 0997-52-1148 E-mail: otsumugi@ city.amami.lg.jp
南九州市企業の稼ぐ力 支援事業補助金	市内中小企業者等	商談会等へ出展する事業に要する次の 経費 (1) 出展料、小間料及び什器類の使 用に係る経費 (2) 展示装飾に係る経費 (3) 通訳又は翻訳に係る経費 (4) 物品の運搬に係る経費	補助対象経費の2分の1以内 一会計年度において10万円を上限	南九州市商工観光課 商工水産係 TEL: 0993-83-2511 E-mail: syoukou@ city.minamikyushu.lg.jp
南大隅町販路拡大 支援事業補助金	(1) 町内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 町税その他の町に対する責務に滞納がない者	(1) 町内に本店又は主たる事業所を有 している者 (2) 町税その他の町に対する責務に滞 納がない者	国外の商談会に2日以上出店する場合 (対象経費の3/4: 上限70,000円)	南大隅町企画観光課 農商工連携係 TEL: 0994-24-3115 E-mail: shoko@ town.minamiosumi.lg.jp